

問題 1 (配点 既修者 50 点 第 2 次選抜 25 点)

2006 年 10 月、B は、イタリアン・レストランの経営に供するために、A から土地を購入して、所有権移転登記を経由した。その際、融資を受ける銀行から、この土地の南側に面する公道に接する間口は来客用の駐車スペースの確保のために広い方がいいと言われたため、2007 年 4 月に、西側隣地(以下、本件土地という)をも A から購入した。ところで、本件土地の西端部分は、C が本件土地北側に隣接する自己所有地上に建物を有していたため、同建物から公道に出る際の通路(コンクリート舗装済み。以下、本件通路という)として、長年使用に供してきたものである。B は、この事実を承知の上、本件土地を時価よりも廉価で買い受けた。

上記の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

問 1 (配点 既修者 20 点 第 2 次選抜 10 点)

C は、B が本件土地を取得する以前から、A から通行地役権の設定を受けていたが、地役権の登記がなされていなかったものとする。この場合の BC 間の法律関係について検討しなさい。

問 2 (配点 既修者 30 点 第 2 次選抜 15 点)

C は、「本件土地は、自分(=C)が、1985 年 4 月に上記自己所有地を買い受けた際に、本件通路敷地も買い受けたものと信じ、今日まで通路として使用に供してきたものである」と主張している。この場合の BC 間の法律関係について、問 1 との差異に注意しながら検討しなさい。

問題 2 (配点 既修者 50 点 第 2 次選抜 25 点)

Aは火災保険会社である。BはAの保険代理店を営んでおり、営業及び保険料の徴収などの業務を行っていた。BはC銀行に「A保険会社代理店B」名義の普通預金口座を開設し、Aの保険契約者から集金した保険料を同口座に入金し、月末にAに送金していた。他方、C銀行はBに対して600万円を貸し付けていた。その後、Bの経営が破綻したため、Bは保険料を入金していた口座の通帳と印鑑をAに渡した。AはC銀行に対して、同口座の預金残高500万円の払い戻しを請求した。これに対してC銀行は、「BはC銀行に対する貸金債務の弁済を遅滞したため、貸金債務と預金債権を相殺した」と主張した。

問 1 (配点 既修者 20 点 第 2 次選抜 10 点)

Aの預金払戻請求を根拠づけるためには、どのような法律構成が考えられるか。Aのなすべき主張を展開せよ。

問 2 (配点 既修者 30 点 第 2 次選抜 15 点)

C銀行の相殺の主張を根拠づけるためには、どのような法律構成が考えられるか。C銀行のなすべき主張を展開せよ。

問題 3 (配点 既修者 50 点 第 2 次選抜 25 点)

Aは、競売によって甲土地の所有権を取得したが、同土地は、その後、Aの債権者Bのために譲渡担保に供された。現在では、甲土地について譲渡担保を原因とするAからBへの所有権移転登記が経由されており、BのAに対する被担保債権の弁済期もすでに到来しているものとする。

問 1 (配点 既修者 30 点 第 2 次選抜 15 点)

甲土地上にCが何らの占有権原もなく乙建物を建てている場合には、譲渡担保設定者Aは、Cに対し、乙建物の収去および甲土地の明渡しを求めることができるか。また、Aが無策のため、譲渡担保権者Bが、Cに対して建物収去・土地明渡しを求めることはできるか。

AまたはBが当該請求をなすときのそれぞれの法的構成に留意しつつ解答せよ。

問 2 (配点 既修者 10 点 第 2 次選抜 10 点)

問 1 の場合とは異なり、今度は、B自身の債権者であるDが、Bに対する債務名義にもとづいて甲土地の強制競売を申し立てたため、同土地について差押えの登記がなされた場合には、Aは、自己の債務を弁済したうえでDによる差押えを排除することができるか。論拠を示しつつ解答せよ。

問題 4(配点 既修者 50 点 第 2 次選抜 25 点)

以下の事案を読み、設問に答えなさい。

A は平成 19 年に死亡し、相続が開始した。法定相続人は A の妻である B と、A と B との子である C、D である。遺産には株券、普通預金、定期預金、現金などの他、甲と乙の 2 箇の不動産がある。未だ遺産分割は行なわれていない状況で以下の各設問に答えなさい。

問 1(配点 既修者 20 点 第 2 次選抜 10 点)

遺産中の甲不動産について、金策に窮していた C は自己の法定相続分を売り渡すとして、E との間で売買契約を締結した。その結果 E は、甲不動産についての C の相続分を譲受けたとして、甲不動産の遺産分割と登記を求めてきた。

① B と D が、E は権利を取得し得ないと反論する場合には、どのような理論構成をとるべきか。判例の共有説と異なる立場に立脚し、その法理論を共有説との比較の上で論じなさい。

② B、D は E の主張を已む無しとするものの、甲不動産につき他人が共有者となることだけは阻止したい。民法上何らかの手段は無いかにつき論じなさい。

問 2(配点 既修者 30 点 第 2 次選抜 15 点)

遺産中の乙不動産は賃貸用マンションで、A の生前からの賃借人が居住し、毎月 50 万円の賃料収入がある。賃料は、A の預金口座を閉鎖していないため、A 死亡後もなお A の口座に入っている。遺産分割が行なわれて乙不動産については B が相続するとの協議が調ったと仮定した場合、相続開始以後遺産分割協議までの賃料収入は誰にどのように帰属するであろうか。B は相続時に遡って B のものになると主張し、C と D は C、D にも権利があると主張する。それぞれの主張の趣旨と法的理由付けを明確にして検討しなさい。

また遺産分割協議において、C は独立して事業を起す際に A から遺産総額のほぼ 3 分の 1 に相当する額の援助を受けていたことが判明した場合、このことが乙不動産の賃料の帰属とどのように関わるかについても検討すること。